

秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第3条第8号中「、異議申立てその他の不服申立」及び「、決定」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。